

一般有料道路へのE T C時間帯割引の導入について

平成18年4月1日から5年間、西日本高速道路㈱が管理する下記の一般有料道路についてE T C時間帯割引を導入する。なお、平成19年度以降への延長については、機構に対する貸付料の支払いに影響がないかを毎年度確認のうえ実施するものとする。

道路名	割引の内容
湯浅御坊道路	通勤割引（ 1 ）及び深夜割引（ 2 ）
広島岩国道路	
高松東道路	

- 1 通勤割引：割引率50%
 - ・ E T Cを利用して、午前6時～午前9時の間または午後5時～午後8時の間に入口または出口の料金所を通過した車両
 - ・ 1回の走行距離は100kmまで（走行距離を算出するに当たっては、高速国道と一般有料道路のキロ程を合算するものとする）
 - ・ 午前、午後それぞれ最初の1回に限り適用
- 2 深夜割引：割引率30%
 - ・ E T Cを利用して、午前0時～午前4時までの間に走行した車両

（その他）

- ・ 京滋バイパスについては、既に実施中の早朝夜間割引及び深夜割引の試行的導入期間を延長する。
- ・ 上記道路の他、山陰道(安来道路)、山陰道（江津道路）、長崎バイパスについても、割引導入に向けて検討中（準備が整い次第、あらためてお知らせ）

一般有料道路のマイレージ割引の変更

一般有料道路について、平成18年4月1日から5年間、マイレージ登録されたE T Cクレジットカードでのお支払い額50円につき、1ポイントが付きます。